

三次市教育委員会議案第36号

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案を次のように提出する。

平成26年11月19日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成26年三次市条例第2号）の施行期日は、平成27年1月1日とする。